

【会議録】

主 題 令和4年度 第3回つくばみらい市障がい者支援協議会（全体会）

- 日 時：令和5年3月17日（金）午後2時～
- 場 所：つくばみらい市役所伊奈庁舎3階 大会議室
- 出席委員：会長原口朋子委員、君嶋俊樹委員、宮本瞳委員、野澤由美子委員、石田奈津子委員、小谷野卓巳委員、海老原弘委員、鈴木恭子委員、安河内崇代委員、木村範明委員、八木岡道孝委員、以上11名
- 欠席委員：大久保安雄委員、間宮正孝委員、竹内真理委員、飯村晴代委員、以上4名
- 事務局：社会福祉課 石井課長、中山補佐（進行）、加瀬主査、鴻巣主幹、兼重主事
- 傍 聴 人：0名

全体会開会（午後2時00分）

1. 開会

2. 議事（会長が議長となり、議事（1）をコンサル及び事務局から説明した。）

（1）第4期障がい者福祉計画のアンケート調査結果について

（質疑・応答）

議長：一般市民からの調査結果では、障がい者に対して支援をしたいが、どのように手を差し伸べたら良いかわからないといった意見もあった。マンパワー不足により、少しでも一般市民の支援を受け、協力してもらいたいと思うが、相互理解に関して、市で具体的に検討しているものはあるか。

事務局：住民への周知として、多くの方の目につくように、広報紙などに理解を促すような記事を書いたり、障がいの分野に理解を示してもらえるような講演会や研修会の開催をしているが、講演会などは、参加者についての課題が浮き彫りになっているため、検討していかなければならないと思っている。

議長：参加者についての課題とは、障がいについて関心を持っていない方に対して情報が広がらないということか。

事務局：はい。

議長：一般市民からのコメントでは厳しい声もある一方で、支援をしたいといった好意的な意見も多かった。アンケートを提出した方は関心を持っている方がほとんどで、関心のない方は提出していないと思うので、多くの方に関心を持ってもらえるように取り組む必要がある。

委員1：P116、問13「障がいのある子どもが学ぶための環境について、どのようなことが望ましいと思いますか」の選択肢に、「障がいに対する教師の理解を深めること」、「障がいを理由としたいじめや不登校の対応」といったものがあるが、義務

教育の中では、障がい者に対する偏見や差別をなくすようなプログラムが組み込まれていると思う。つくばみらい市にはこのようなサービスがある、困った時にはここに相談をするといった内容を掲載したチラシを学校等で配布し、保護者にも渡るようにすると良いと思う。

議長：地域に根差した情報が発信できると良い。

委員2：先日、引きこもりについての講演会が開かれ、「仕組みづくり」についての話があった。アンケートに回答した方の意見だけをまとめてしまうと、関心がある方の意見に片寄ってしまうが、半数以上の無回答の方々の困りごとをどのように掘り起こすかが重要だと思う。事業所へのヒアリング等もあると思うが、それさえも拒否する方はいると思うので、自分でやりたいという思いを尊重しながら支援に繋げられるような手立てがあると良い。

中学校で不登校になっている生徒の半数以上は、学習のつまずきが理由で不登校になっている。学習指導要領が増え、学校生活の中では個別の対応が難しかったり、発達障がいを知っているようできちんと理解していない先生も多い。学校は卒業させることが目標になっているため、卒業後の断絶が生じてしまうことが多く、福祉のマンパワー不足の中で埋もれていく方が増えているので、福祉部門と教育部門との連携を強化してほしいと思う。

議長：まずは、興味はあるが一步踏み出せていない方から裾野を広げていってほしいと思う。

議事（2）地域生活支援拠点の整備状況について

事務局から説明した。

（質疑・応答）

議長：何か質問等あるか。

委員3：事前登録が必要とあるが、登録までの期間はどのくらいかかるのか。

事務局：情報がまとまっていれば一週間程度である。

委員3：基本的には事前登録をしておくものだと思うが、緊急時など、登録をしていないが急遽利用が必要になった方がいた場合でも、情報があれば一週間程度で利用できるようになるということか。

事務局：事前登録をしていないので、登録をしてからでないと利用できないと断ることはなく、対象者が困らないよう柔軟に対応したいと思っている。

委員3：ありがとうございます。

議長：4月より登録を開始するとあるが、7月の協議会において、再度進捗状況を報告してもらえるか。

事務局：登録状況等については、今後の協議会で状況を報告する。

議長：緊急時は医療が必要な方も出てくると思う。医療との連携はどのように考えているのか。

事務局：現状においても医療が必要な方については病院と連絡を取り合って対応しているので、地域生活支援拠点においても、変わらずに対応していく予定である。

議長：医療にかかわらず、市町村からバックアップしてもらえるのか。

事務局：引き続き支援していく。

議長：受け入れる側の事業所も、連携してもらえると安心である。

委員4：事前登録について、緊急時の理由として、「障がい者本人の高齢化・重度化」、「介護者の病気・死亡等」とあるが、知的障がいや身体障がいの方は相談支援事業所に繋がっている方が多く、本人や両親の年齢、今後の希望などは把握できていると思うので、改めて登録する必要はないように思う。

自分が死ぬまでは子どもの面倒をみていたいという思いから、先のことを決められない方や、高齢により緊急時の支援先を探すことができない方も多いと思うが、事前登録をしていれば、今日から、明日から、といった急な受け入れもしてもらえるのか。

委員5：相談支援事業所においても内容は把握しているが、事前登録をしておけば、緊急時でも受け入れてもらえる。

委員4：受け入れ後、何日間利用できるかは決まっていないのでは。

委員5：そこまでは決まっていないが、受け入れ枠は確保できている。

議長：緊急時は、受け入れ先の事業所に空き部屋がなくても、プライベートスペースをつくり、家で過ごせない方を受け入れられるようになっている。

委員4：とりあえず受け入れられる事業所を登録するということか。

事務局：趣旨を理解した上で事業に賛同した事業所に登録してもらい、緊急の案件が発生した場合は、登録している事業所の中から利用してもらうことになる。

委員4：それはありがたいことだが、利用者としては、相談支援事業所と繋がっている時点で、親の死亡時などは相談支援事業所に相談することが一番だと思う。

事務局：地域生活支援拠点は、相談支援に繋がっていない方を繋げることに着目している。障害福祉サービスに繋がっていない方をどのように掘り起こすか、どうすれば拾い上げられるかを考えている。訪問看護の事業所を利用していても障害福祉サービスに繋がっていない方もおり、訪問看護ステーションと情報を密にしなければならぬところだが、事業所によっては連携が不十分なところもあるので、掘り起こしをしていきたいと思っている。

委員4：登録用紙にどのようなことが書いてあれば、相談支援事業所に繋がっていない方でも登録しようと思ってもらえるかを考える必要がある。

事務局：8050問題で、高齢の親にはケアマネジャーがついているが、50代の子どもはサービスを利用していないといった方もいると思う。

委員4：特に精神障がいの方は、登録に納得してもらうのが難しいように思った。

議長：様々なケースに対応しながら、徐々にかたちができていくように思う。

議事(3) その他

(質疑・応答)

議長：何か意見や質問はあるか。

委員 6：東京都内では、会社の災害時行動マニュアルにおいて、災害発生時は3日間会社から帰ってはいけないと定められている企業が増えている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が落ち着き、在宅勤務が解消して通勤での勤務を開始した場合、災害が発生して携帯電話が繋がりにくい状態の時に、地域の繋がりが薄い地区などでは、家にいる高齢の親と障がいを持つ子どもの安否確認は誰がどのように行ってくれるのか。いつ災害が起きてもおかしくないと言われている中、西ノ台をモデル地区とした取り組みの結果などを含め、どの程度方針が決まっているのか、見放されたと感じないような方向性があれば教えてほしい。

事務局：西ノ台をモデル地区として、避難行動要支援者の個別計画作成に参加し、西ノ台の自治会と話し合いをしたが、支援者として登録している方が被災したり、外出していて支援ができない場合もあり、荷が重いといった意見があった。何度か話し合いを進めていたが、結局は新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより話し合いが中断したままの状態になっている。

国からは、要支援者を取り残さないように示されているため、茨城県においては、ハザードマップを基に水害時に被害を受けてしまいそうな方をどのように支援するか話を進めている。市では、支援の必要な方が手上げ方式で避難行動要支援者名簿に登録しており、市で安否確認をして、自力で避難所に行けないような時は市が避難所まで連れて行くように指示を受けている。水害であれば河川の水位の上昇や台風の進路予想などで事前に把握し準備することができるが、地震はいつ起こるかわからないので、対応についてはこれから検討していかなければならない。

水害のハザードマップで危険箇所とされている場所に住む2,000名以上の方の中でも、避難行動要支援者名簿に登録している約200名を優先的に支援することを考えているが、避難行動要支援者名簿に登録している方は独居高齢者が大多数を占め、障がい者の届け出は少ないので、障がい者にどのように繋げるかは考えていかなければならない。避難行動要支援者名簿に登録してもらえれば、市で把握ができ、自治会や消防、警察に名簿を提出して支援を依頼することもできるが、障がいの種類や等級などにより登録できない方もいるので、登録の対象者については後ほどお伝えする。

委員 7：先日、成年後見制度の利用者が亡くなった際、成年後見人は葬儀などを執り行わなかった。生前は民生委員などをしてたくさんの方に支援をしていた方であったにもかかわらず、きちんとお別れができなかったことがとても悲しく感じたが、現在、成年後見制度を利用している方はどのくらいいるのか。

事務局：成年後見制度の利用者は、令和4年10月現在で30名弱であったと思う。つくばみらい市では、令和4年度より、社会福祉協議会に委託をして成年後見支援セン

ターを設置し、成年後見制度について相談できる部門を立ち上げたため、今後相談する方については市で把握できるようになった。

成年後見人の業務として、財産の管理はあるが、葬儀を行うことまでは含まれていないので、葬儀は後見人の善意で行うしかない現状となっている。

委員7：後見人がいながら葬儀を行ってもらえないことが当たり前のように聞こえたが、民生委員として頑張って貢献した方に対し、市として何も手を差しのべられなかったことがとてもむなしく感じた。成年後見制度を利用するのではなく、財産は市や県に寄付するなどの選択肢もあると良いと感じた。

議長：成年後見制度の枠組みとしては、利用者が生きていることが支援の中心になっている。今後は身寄りのない方が増えていくと思うので、何か手立てを考えなければならない。

その他、何か質問等あるか。→無

3. 閉会

【配布資料】

- ① 会議次第
- ② つくばみらい市福祉に関するアンケート調査【結果報告】
- ③ つくばみらい市地域生活支援拠点事業実施要項
- ④ 「地域生活支援拠点等」の機能を担う事業所の届出について（ご案内）
- ⑤ 事前登録について（案）
- ⑥ 地域生活支援拠点運用開始までのスケジュール（案）